ハ　当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師（感染防止対策に関する研修を受けたものに限る。）並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。

ニ　感染防止対策につき、感染対策向上加算２又は感染対策向上加算３に係る届出を行っている保険医療機関等と連携していること。

ホ　介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていること。

ヘ　他の保険医療機関（感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）との連携により感染防止対策を実施するための必要な体制が整備されていること。

ト　抗菌薬を適正に使用するために必要な支援体制が整備されていること。

(2)　感染対策向上加算２の施設基準

イ　専任の院内感染管理者が配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

ハ　当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。

ニ　感染防止対策につき、感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関と連携していること。

ホ　(1)のホを満たしていること。

(3)　感染対策向上加算３の施設基準

イ　専任の院内感染管理者が配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

ハ　当該部門において、医師及び看護師が適切に配置されていること。

ニ　感染防止対策につき、感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関と連携していること。

ホ　(1)のホを満たしていること。

(4)　指導強化加算の施設基準

他の保険医療機関（感染対策向上加算２、感染対策向上加算３又は外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）に対し、院内感染対策に係る助言を行うための必要な体制が整備されていること。

(5)　微生物学的検査体制加算の施設基準

当該保険医療機関内に微生物学的検査室を有していること。

(6)　連携強化加算の施設基準

他の保険医療機関（感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）との連携体制を確保していること。

(7)　サーベイランス強化加算の施設基準

地域において感染防止対策に資する情報を提供する体制が整備されていること。

(8)　抗菌薬適正使用体制加算の施設基準

抗菌薬の適正使用につき十分な実績を有していること。

二十九の三　患者サポート体制充実加算の施設基準

(1)　患者相談窓口を設置し、患者に対する支援の充実につき必要な体制が整備されていること。

(2)　当該窓口に、専任の看護師、社会福祉士等が配置されていること。

二十九の四　重症患者初期支援充実加算の施設基準

(1)　患者サポート体制充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　特に重篤な患者及びその家族等に対する支援を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二十九の五　報告書管理体制加算の施設基準

(1)　放射線科又は病理診断科を標榜する保険医療機関であること。

(2)　医療安全対策加算１又は２に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(3)　画像診断管理加算２、３若しくは４又は病理診断管理加算１若しくは２に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(4)　医療安全対策に係る研修を受けた専任の臨床検査技師又は専任の診療放射線技師等が報告書確認管理者として配置されていること。

(5)　組織的な医療安全対策の実施状況の確認につき必要な体制が整備されていること。

二十九の六　身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関において、身体的拘束の最小化に資する十分な体制が整備されていること。

(2)　当該病棟において、身体的拘束の最小化に関する十分な実績を有していること。

(3)　身体的拘束最小化のために保険医療機関全体として取組を行っていること、原則として身体的拘束を行わない方針であること及び身体的拘束の実施状況について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

三十　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準等

(1)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準

イ　褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。

ロ　褥瘡管理者が、褥瘡対策チームと連携して、あらかじめ定められた方法に基づき、個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っていること。

ハ　褥瘡リスクアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、主治医その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥瘡ケアを継続して実施していること。

ニ　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。

(2)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注２に規定する厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(3)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注２に規定する施設基準

イ　一般病棟入院基本料（急性期病院Ａ一般入院料、急性期病院Ｂ一般入院料（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）、急性期一般入院料１及び急性期一般入院料４（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。

ロ　褥瘡ケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。